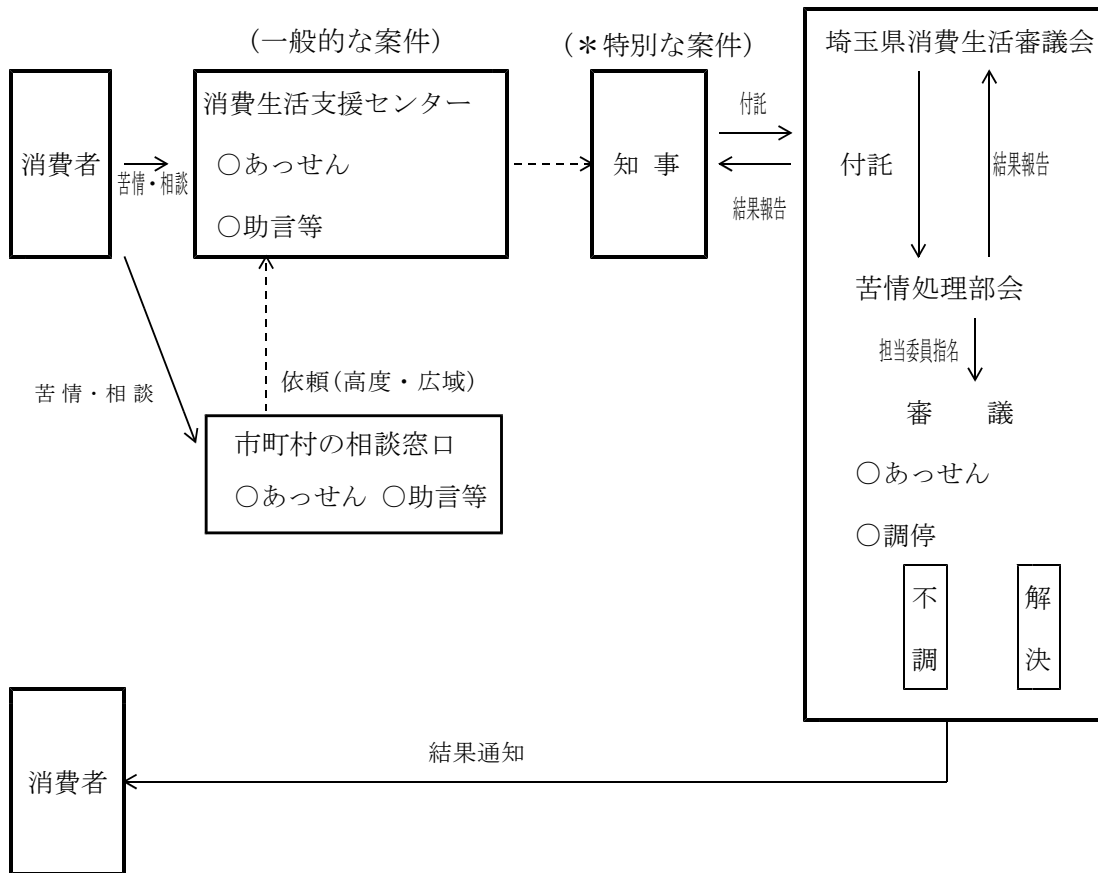


埼玉県消費生活審議会苦情処理部会事務処理フロー図

紛争処理



* 特別な案件

- 1 センターが行うあっせん等では解決を図ることが困難な案件
- 2 その他、必要と認める案件
 - (1)他に同一又は同種の原因による被害者が多数存在するなど、被害が広範囲に及ぶとき又は及ぶおそれがあるとき
 - (2)被害が消費者の生命・身体・財産に重大な影響をもたらすとき、又はそのおそれがあるとき